



消費生活だより



令和7年3月号

こんにちは 岡山市消費生活センターです！
ようやくの春の訪れにころが弾む季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか？今月は、商品欠品につき〇〇ペイで返金すると言われ、指示通り操作したところ、逆に送金してしまった事例について紹介します。〇〇ペイでの返金と言われた場合は詐欺を疑いましょう。

【事例】

インターネットで、欲しかった靴がかなり安価で販売しているのを見つけ、申し込み、代金は銀行に振り込んだ。しかし後日、業者から「商品が欠品しています。〇〇ペイで返金します。」とメールが届いた。途中わからないところは画面共有をしたりしながら、業者の指示通り〇〇ペイでの返金手続きを進めたところ、返金ではなく、逆に自分の口座から送金してしまった。

〇〇ペイで返金？ 返金詐欺に注意！

【ひとことアドバイス】

- ★「〇〇ペイでのみ返金可能」と言われた場合、詐欺の可能性を疑い、業者の指示には従わないようにしましょう。
- ★希少性のある商品や、通常価格より大幅に値引きされている商品が販売されていた場合、信用できる業者か、サイト内記載の所在地や連絡先等、業者の情報をしっかり確認しましょう。
- ★支払い方法が、個人名義の銀行口座への振り込みの場合、詐欺の可能性が高いので振り込まないようにしましょう。
- ★不安なことがあれば、早めにお住いの地域の消費生活センターへご相談ください。

在庫切れです！
〇〇ペイで
返金します！



「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方

(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

